

令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

令和7年5月7日

1 仮登録事業者一覧

No.	事業者名称（事業所名称）	〒	所在地	電話番号	事業者番号	担当 センター
1	ケアプランセンターとくりん 上野	110- 0005	東京都台東区上野7丁目2-8 岡田タイルビル 601	03-3261-7270	1370604520	本富士

2 居宅介護支援事業者の概要

2頁のとおり

※参考

介護保険法	介護保険法第58条第 1 項及び第115条の46第 1 項の規定により、要支援または事業対象者と認定された方が介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス等を利用する際は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）がケアマネジメントを担当しケアプランの作成等を行います。なお、同法第115条の23第 3 項及び第115条の47第 5 項において、ケアプランの作成等の一部業務については、居宅介護支援事業者（要介護のケアプランを作成するケアマネジャー）に委託することができるとされています。
厚生労働省通知	厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」（一部改正：平成28年 1 月19日老総発0119第 1 号・老高発0119第 1 号・老振発0119号第 2 号・老老発0119第 1 号） 5 (1)①及び(2)において、公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会（本区では地域包括ケア推進委員会）の議を経る必要があるとされています。
区要領	これらを踏まえ、本区では、ケアプランの作成等を委託する場合の基準として「文京区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿取扱要領」を定め、次のように規定しています。 ・受託を希望する事業者は、地域包括ケア推進委員会の承認を得て、受託事業者名簿に登録しなければならない。 ・未登録の事業者に委託を行う場合は、該当事業者に対して高齢者あんしん相談センターが個別指導（文京区又は都道府県の介護予防に係る研修を受講していない場合）を行ったうえで、受託事業者名簿へ仮登録を行い委託することができる。仮登録した場合は、直近の地域包括ケア推進委員会に諮問し、その承認を受けなければならない。

居宅介護支援事業者の概要

居宅介護支援事業者	名 称	医療法人徳隣会 ケアプランセンターとくりん上野	
	所 在 地	〒110-0005東京都台東区上野7丁目2-8 岡田タイルビル 601	
	電 話	03-6231-7270	
	代 表 者	堤 光太郎	
	事業者番号	1370604520	
	指定年月日	令和5年5月1日	
	事業開始日	令和5年5月1日	
	介護支援専門員	氏 名	高瀬 夏子
		登録番号	13220142
		登 録 地	東京都
運営法人	営業日及び休日	月～金（定休日：土・日曜・祝祭日・年末年始）	
	営 業 時 間	9：00～18：00	
	名 称	医療法人 徳隣会	
	所 在 地	〒 841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘6丁目82	
	電 話	0942-82-4400	
	代 表 者	堤 光太郎	
	設 立	平成26年2月1日	
	主な実施事業	在宅療養支援診療、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション	

高齢福祉課チェック欄

チェック項目	結 果
1：利用者本人の同意の確認	確認済み
2：担当センターに委託先事業所の選定理由を確認	確認済み
3：指定都道府県サイトで事業者番号及び事業者情報を確認	東京都サイトで確認
4：担当ケアマネジャーの研修受講状況等の確認	確認済み
5：委託先事業所の運営法人情報を確認	確認済み